

## 第2章 通常裁判

### 第1節 開始時の主張(alegaciones iniciales)

#### 第1款 訴えおよびその目的

#### 第399条 訴えとその内容。

- ① 裁判は、第155条の規定に従って、原告と被告の身元識別のデータ・事情およびそれらの者を呼び出すことができる住所または居所が記載される、また、(訴訟)事実および法的根拠が番号が付けられて個別に表示される、また、請求するものを明確かつ正確に定める、訴えにより開始する。
- ② 原告の氏名とともに、訴訟代理士と弁護士が介入する場合は、その名前と姓が記載される。
- ③ (訴訟)事実は、被告が応答する際に認めたり否定したりしやすいように、整然とした明確な形式で記載される。同様の順序と明確さで、請求を裏付ける事実に関連して提出される書類、手段および機器が表示され、最終的に、訴訟当事者の権利にとって都合がよいと思われる場合、それら(事実)に関する評価または理由付けが記載される。
- ④ 法的根拠では、提起された本案に係わるものに加えて、当事者の(訴訟)能力、当事者の代理または訴訟代理士の代理、裁判権、管轄および訴えを審理すべき裁判の種別について、また、裁判の有効性および本案についてのある判決の適切性が依拠できるその他の事実についてなされる主張が適切に分離されて記載される。
- ⑤ 請求の中で、求める(判決)言渡しが複数ある場合、それらは適切に区切られて記載される。主たる請求が却下される場合の付帯的請求は、順番に個別に記載される。

#### 第400条 事実と法的根拠の主張の(時期遅れによる)排除。

- ① 訴えで請求されていることが、様々の事実あるいはいくつかの法的根拠または法的権原に基礎づけることができる場合、訴え提起時に知られている、または、援用できるものは、その主張を後の訴訟に留保することは認容されなく、その訴えで提出しなければならない。

前段に係わる主張責任は、訴えおよび応答に引き続く時点で、本法で許可される補足的主張あるいは新事実または新たに知られる事実を害しないと解される。

- ② 前項の規定に従い、訴訟係属および既判力のために、ある訴訟で提出された事実および法的根拠は、他の以前の訴訟で主張された可能性がある場合、この(以前の)裁判で主張されたものと同じものとみなされる。

#### 第401条 請求併合の(時期遅れによる)排除の時。訴えの客観的および主観的拡張。

- ① 訴えに対する（被告の）応答後は、訴えの併合は認められない。
- ② 応答の前では、訴えは、すでになされた請求に新たな請求を併合するため、または、新しい被告に対して請求を向けるために、拡張され得る。この場合、訴えに応じる期間は、訴え拡張の（文書の）送付から再びカウントされる。

#### 第 402 条 訴えの併合に対する異議申立て。

被告は、（併合が）本法第 71 条以下の規定に適合しない場合、訴えに対する応答の中で、請求された併合に異議申立てすることができる。この異議申立てについては、公判前準備手続きで裁定される。

#### 第 403 条 訴えの受理および不受理の例外的なケース。

- ① 訴えは、本法に明示的に規定されたケースおよび理由のみでしか受理されない。
- ② 訴えは、その訴えの受理のために法律で明示的に要求される書類が添付されていない場合、または、調停が試みられていない場合、あるいは、特別な場合に要求される、請求、請願または供託が行われなかった場合には、受理されない。

#### 第 404 条 訴えの受理、被告の召喚および応答期間。

- ① 裁判所書記官は、訴えを検討した後、それを受理する（書記官）決定を下し、そして、訴状のコピーを 20 日以内に応答できるように被告に送付する。
- ② しかしながら、裁判所書記官は、裁判所に、以下の場合、裁判所が受理を裁定するために報告する：
  - 1) 裁判所の裁判権または管轄がないと裁定する場合、または
  - 2) 訴えに形式的な欠如があり、裁判所書記官がこの修正のために認めた期間内に原告によって修正されなかった場合。
- ③ 欧州共同体条約第 81 条および第 82 条、または競争法第 1 条および第 2 条が適用される訴訟では、裁判所書記官は、国家競争委員会に、訴えを受理する裁定を、第 1 項規定の期間内に送付する。

#### 第 2 款 訴えに対する応答および反訴

##### 第 405 条 訴えに対する応答および応答の形式。

- ① 第 399 条規定の形式で提起される訴えに対する応答において、被告は、被告が適切と考える実質的抗弁を申立てて、また、原告の請求に対する異議申立ての根拠を提示する。被告が訴えの併合が認容できないと考える場合、認容できない理由を表明して、そのように述べる。また、原告の請求の 1 つまたは複数、および、提出された唯一の請求の一部の認諾を応答で表明できる。
- ② 訴えへの応答では、原告が提示する事実を否定または認めなければならない。裁判所は、被告の沈黙または回避的な応答を、被告に害となる事実を黙認しているとみなすことができる。

- ③ 被告は、また、訴えへの応答において、訴訟の有効な継続および本案について判決による訴訟の終了に対して障害になるものを明らかにする訴訟上の抗弁およびその他の主張を提出しなければならない。
- ④ 訴えに対する応答書のあるべき欠陥の補正については、前条第2項第2号の規定が準用される。

#### 第406条 反訴の内容と形式。訴えに関連しない反訴および暗黙の反訴の不受理。

- ① 訴えに応答するとき、被告は、反訴によって、原告に関する自身に権原があると考えた請求を提起できる。反訴は、その請求と主たる訴えの対象である請求との間に関連がある場合にのみ受け入れられる。
- ② 反訴は、(訴訟)事項または金額の理由により裁判所が事物管轄を欠いている場合、または、行使される請求権が異なる種類または性質の裁判で審理されなければならない場合、受理されない。

しかしながら、金額のために口頭審理裁判で審理されなければならない関連請求権は、反訴によって行使できる。

同様に、訴訟が第一審裁判所で取り扱われていて、また、商事裁判所が管轄する主たる請求に関連する請求が反訴によって提起された場合、第一審裁判所は、原告および5日の期間内に出頭した他の当事者の意見を事前に聞いて、(訴訟)記録をそのまゝの状態に管轄の商事裁判官に送付し、事案の審理を回避しなければならない。

被告が第408条第2項に係わる無効を申立て、この無効が商事裁判所の事物管轄に基づいている場合も、同じ方式で手続きされる。

反訴を審理するための事物管轄がないために反訴を受理しない決定は、控訴で不服申立てでき、当該不服申立てが裁定されるまで主たる訴訟手続の処理は中断する。

- ③ 反訴は、応答(文)に引き継いで記載され、訴えについての第399条の規定に従う。反訴は、原告から、場合に応じて、他の主体から得ようとする具体的司法保護を明確に表示しなければならない。いかなる場合も、主たる訴えの請求に関して自己の無責を申立てて終了する被告の文書の中では、反訴が提起されたとみなされない。
- ④ 第400条の訴えに関する規定は、反訴に準用される。

#### 第407条 反訴の名宛人。反訴への応答。

- ① 反訴は、訴え提起者でない者に対しても、これらの者が、反訴請求の目的との関係から反訴される原告の任意的または必要的共同訴訟人と見なすことができる場合、向けることができる。
- ② 反訴される原告および前項に係わる主体は、反訴請求の通知から20日以内に反訴に応答できる。この応答は、第405条の規定に従う。

#### 第408条 相殺の請求および訴えの根拠となる法律行為の無効の訴訟手続。既判力。

- ① ある金額の支払いを命じる原告の請求に対して、被告が相殺可能な債権の存在を主張した場合、その主張を、たとえ、被告が自己の有利になる得る清算判決ではなく、自己の無責を求めただけであっても、反訴への応答について規定される形式で原告は争うことができる。
- ② 被告が、自己の防御において、原告の請求の根拠となる法律行為の絶対的無効を決定する事実を提出する場合、また、訴えにおいてその法律行為の有効性が当然視されている場合、原告は裁判所書記官に、反訴への応答に設定されたものと同じ期間内に前述の無効の主張に応答するよう請求できる。裁判所書記官は（書記官）決定によりそのように処置する。
- ③ 最終的に言い渡される判決は、本条の前2項で言及される点を裁定しなければならない、そして、その点に関して判決に含まれる言い渡しは、既判力を持つ。

#### 第409条 応答および反訴の請求の審理および判断。

応答において、また、場合に応じて、反訴において被告がなす請求は、主たる訴えの目的である請求と同じ形式で、固有の時期に、審理され、裁定される。

#### 第3款 訴訟係属の効果

##### 第410条 訴訟係属の開始。

訴訟係属は、そのすべての訴訟上の効果とともに、訴えの提出から、それが後で受理された場合、発生する。

##### 第411条 裁判権の永続。

訴訟が開始されると、当事者の住所、紛争物の状況および裁判の目的に関して発生する変更は、訴訟係属の最初に明らかであるものに従って決定される裁判権と管轄を変更させない。

##### 第412条 訴えの変更の禁止および認められる修正。

- ① 訴状、応答書および、場合に応じて、反訴状において、訴訟の目的が何であるか定められたら、当事者はそれを変更できない。
- ② 前項の規定は、本法に規定された条件で補足的請求をなす権原を害しないと解されなければならない。

##### 第413条 本案についての判決における事情変化の影響。訴訟外の満足。正当な利益の喪失。

① 訴え、または、場合に応じて、反訴を生じさせた物または人の状態へ裁判開始後に当事者または第三者が導入する更改は判決で考慮されない。しかしながら、更改が、訴訟外またはその他の事由により請求が満足されたことにより、訴えまたは反訴で提起された請求から正当な利益を終局的に奪う場合を除く。

② 前項の規定に従って訴えが正当な利益を奪われた場合、第 22 条の規定に従う。

## 第 2 節 公判前準備手続き (\*audiencia previa al juicio)

(訳者注：audiencia previa al juicio とは、公判の準備行為の種々の内容を有する口頭行為で、通常裁判の第二段階である（第一段階は事前準備手続き、第三段階は公判、第四段階は判決である）。その目的は第 414 条第 1 項に規定されている。わが国の争点証拠整理手続き類似の手続きである。ここでは、公判前準備手続きと訳した。)

### 第 414 条 公判前準備手続きの目的、手続きの時期および議題。

① 訴えが応答され、場合に応じて、反訴が応答されると、または、対応する期限が経過すると、裁判所書記官は 3 日以内に両当事者を（公判前）準備手続きへの招集をかける、この準備手続きは召集をかけて 20 日以内に開催される。

この召集状で、当事者は、紛争の解決を試みるために調停に訴えるなど、交渉に訴える可能性があることを、以前知らされていなかった場合、知らされる。この場合、当事者はその点に関してその判断とその理由を準備手続きにおいて示す。

（公判前）準備手続きは、次条以降の規定に従って、訴訟を終了させる当事者の合意または和解を試みるため、訴訟の継続およびその目的について判決を通しての終了を妨げる可能性のある訴訟上の問題を検討するため、当該（訴訟）目的および当事者間の紛争が存するところの事実上または法律上の事項を正確に定めるため、また、場合に応じて、証拠を申請し、また、認めるために、実施される。

訴訟の目的に留意して、裁判所は、場合に応じて、調停手続きを通して、訴訟を終了させる合意を試みるよう当事者に、説明会に参加するよう促して、要請できる。

② 両当事者は、弁護士の支援を受けて（公判前）準備手続きに出席しなければならない。

合意または和解の試みのために、当事者が自身ではなく訴訟代理士を通して出席する場合、当事者は、この者に、放棄する、認諾する、または、和解するための委任状を付与しなければならない。当事者が自ら出席しないか、その委任状を付与しない場合、それらは準備手続きに出頭しなかったものとみなされる。

③ いずれの当事者も準備手続きに出席しない場合、これを記載した調書が作成され、裁判所は、それ以上の手続きなしに、訴訟却下の決定を下し、訴訟行為のファイル化を命じる。

被告のみが（公判前）準備手続きに出席し、本案判決を言い渡すために訴訟を継続する正当な利益を主張しなかった場合、訴訟は却下される。出席しなかったのが被告である場合、（公判前）準備手続きは、妥当とされる範囲で、原告に有利に働く。

④ 原告の弁護士が（公判前）準備手続きに出席しない場合、被告が本案判決を言い渡すために訴訟を継続する正当な利益を主張した場合を除き、訴訟は却下される。被告の弁護士が不出廷した場合、（公判前）準備手続きは原告と共に妥当とされる範囲で続行される。

第 415 条 調停または和解の試み。双方の取下げによる却下。（当事者の）合意の承認と有効性。

① 当事者が出廷すると、裁判所は訴訟が開始されたと宣言し、当事者間に紛争が存続しているか確認する。

当事者がある合意に達した、または、すぐに合意締結する用意があると述べた場合、それらの者は訴訟を取り下げるか、裁判所に合意の承認を申立てできる。

双方の合意により、両当事者は、また、第 19 条第 4 項の規定に従って調停に服するために訴訟の中断を申立てできる。

この場合、裁判所は、訴訟に出席する当事者または正式に認定された代理人の法的能力および処分権の要件がそろっていることを事前に調査する。

② 裁判所によって承認された合意は、法律によって裁判上の和解に帰せられる効果を有し、判決および裁判上承認された協定の執行に規定される手続きを通して実行できる。上記の合意には、裁判上の和解に規定される理由と方法で異議申立てできる。

③ 両当事者が合意に達していない場合、または直ちに締結する用意がない場合、（公判前）準備手続きは次数条の規定に従って続行する。

調停に移行するため訴訟が中断された場合、調停が終了したら、いずれかの当事者は、中断を解除するよう、また、（公判前）準備手続き継続のための日を指定するよう申立てできる。

第 416 条 裁判権および管轄に関連するものを除く、訴訟上の問題の調査および裁定。

① 当事者間の合意が選択されなかった場合、裁判所は、次数条規定の形式で、訴訟の有効な継続および本案について判決による訴訟の終了を妨げる可能性のある事由について裁定する、特に、以下の事項について：

第 1 訴訟当事者の（訴訟）能力の欠如、または、当事者のさまざまな種類における代理権の欠如。

第 2 既判力または訴訟係属。

第 3 適法な共同訴訟の欠如。

第 4 訴訟手続きの不適切さ。

第 5 当事者または申立てされる請求の特定における明確性または正確性の欠如による、訴えまたは、場合に応じては、反訴を申立てる方式での法的欠如。

② （公判前）準備手続きにおいて、被告は、本法第 63 条以降の規定に従って（管轄違いの）抗弁の形式で申立てしなればならなかった裁判所の裁判権または管轄の欠如に異議を申立てできない。

前段の規定は、裁判所によるその裁判権または管轄の欠如の職権評価についての法律の規定を害しないと解される。

#### 第 417 条 訴訟上の問題の審査およびそれらについての裁定の順序。

- ① (公判前) 準備手続きが前条に係わるいくらかの事由に関連する場合、それらは次数条に規定される順序で審査され、裁定される。
- ② 前条の問題および事由の 2 つ以上が (公判前) 準備手続きの対象である場合、裁判所は、(公判前) 準備手続き後 5 日以内に、次数条に従って同じ (公判前) 準備手続きで口頭で裁定しない発生したすべての問題・事由について、一つの同じ決定で言い渡す。

#### 第 418 条 (訴訟) 能力または代理権の欠如。その非補正または非修正の影響。不出廷の宣言。

- ① (訴訟) 能力または代理権の欠如を、被告が応答において申立てる、または、原告が (公判前) 準備手続きで提示する場合、それが補正のまたは修正の可能性があるときは、それらはその場で補正または修正できる、その時点で不可能な場合は、このために、10 日を超えない期間が与えられる、その間、(公判前) 準備手続きは中断される。
- ② 欠如または欠陥が補正または修正できない場合、または、与えられた期間内に補正または修正されない場合、(公判前) 準備手続きは終了する、そして、本条の次項に規定する場合を除いて、訴訟を終了する決定が下される。
- ③ 補正されない欠如が被告の形での出廷に影響を与える場合、その者は、実行された訴訟行為が (訴訟) 記録に証されることなく、不出廷と宣言される。

#### 第 419 条 請求併合の受理。

(訴訟) 能力と代理権の問題が、場合に応じて、提起され、裁定された後、さまざまな請求が訴えに併合された場合、また、被告が応答で理由付けしてその併合に異議申立てした場合、裁判所は、事前に同じ (公判前) 準備手続きで原告を聴取して、併合の妥当性と認容性について口頭で裁定する。(公判前) 準備手続きと訴訟は、裁判所の裁定に従って、訴訟の目的を構成する可能性のある請求に関して、その流れを継続する。

#### 第 420 条 訴訟のありうる任意統合。必要的共同訴訟の係争事件における裁定。

- ① 被告が応答において適法な共同訴訟の欠如を申立てた場合、原告は、(公判前) 準備手続きにおいて、被告が自身の側の共同訴訟人であると考えられる主体に対して訴えを向ける文書を、対応するコピーとともに、提出できる、そして、裁判所は、共同訴訟が適切であると裁定する場合、その旨を宣言し、新しい被告に召喚をかけて、訴えに応答するよう命じ、(公判前) 準備手続きを中断する。

原告は、共同訴訟人に訴えを向けるとき、最初の訴えの主張に、新しい被告に対する請求を正当化するために不可欠な他の主張を、請求事由を実質的に変更することなく、追加できる。

- ② 被告が申立てる共同訴訟の欠如に原告が異議申立てする場合、裁判所はこの点について両当事者の意見を聴取し、事案の難しさまたは複雑さがそう促すとき、裁

判所は、（公判前）準備手続きの後5日以内に下すべき決定を通して（その点を）裁定できる。いずれにせよ、（公判前）準備手続きはその残りの目的のために継続しなければならない。

③ 裁判所が共同訴訟が適切であると裁定した場合、裁判所は、それを構成するのに適切であると見なす期間を原告に付与する。新しい被告は、第404条で定められる期間内に訴えに応答できる。開始時の原告と被告にとって訴訟行為の流れは、その間、中断される。

④ 共同訴訟を構成するために原告に与えられた期間が、新しい被告に宛てる訴状および添付書類のコピーの提出なく経過すると、訴訟は決定によって終了し、訴訟行為の終局的文書化に進む。

#### 第421条 共同訴訟または既判力の場合の裁定。

① 裁判所が、第222条第2項および第3項の規定に従って、同一目的物に関して別の裁判の係属または確定裁定の存在を認めた場合、（公判前）準備手続きを終了し、そして、その後5日以内に却下の決定を下す。

しかしながら、第222条第4項に従って、ある先行確定判決の効力が、後発訴訟を審理している裁判所にとって拘束的であるべき場合、訴訟は却下されない。

② 裁判所が、共同訴訟または既判力は存在しないとみなす場合、裁判所は理由付きで即座にそのように宣言し、（公判前）準備手続きが他の残りの目的のために継続されるよう裁定する。

③ 前2項の規定にかかわらず、共同訴訟または既判力について提起された問題の難しさまたは複雑さがうながす場合、裁判所は、また、（公判前）準備手続き後5日以内に、決定を通して、当該問題について裁定できる。（公判前）準備手続きは、いずれにせよ、他の残りの目的のために継続する。事実のなんらかの問題について裁定する必要がある場合、裁判所が命じる適時な訴訟行為は、前述の期間内に実行される。

#### 第422条 訴額の理由で訴訟手続が不適切な場合の裁定。

① 訴えへの（被告の）応答においてなされた、不適切な訴訟手続きであるとの主張が、紛争物の価額の相違、または、訴えの経済的利益の法的規則に従った計算方法の相違に基づいている場合、裁判所は、（公判前）準備手続きで当事者の意見を聞き、場合に応じて、紛争物の価額に関して当事者が到達できそうな合意に留意して、妥当なものを直ちに裁定する。

② 紛争物の価額について合意が得られない場合、裁判所は、同じ（公判前）準備手続きにおいて、当事者が持ち寄った、価額を計算するのに役立つ書類、報告書およびその他の要素を考慮して、妥当なものを理由付きで口頭で裁定する。

（訴えが）口頭審理裁判の手続きに従うことが適切であった場合、裁判官は（公判前）準備手続きを終了し、当該裁定の審問の日付を指定する。ただし、訴えが、事物の理由により、法律が定める有効期限外で提起された場合を除く。この場合、裁判官は訴訟の却下を宣言する。



(期日)指定を同じ(訴訟)行為で行うことができる場合は、いつでも、(期日)指定のスケジュール化された日程の必要性および第182条第4項に含まれるその他の事由を考慮して、裁判官が期日指定する。

それ以外の場合は、第182条の規定に従い、裁判所書記官がその期日を定める。

#### 第423条 事物の理由により訴訟手続が不適切な場合の裁定。

① 不適切な訴訟手続きであるとの主張が、その訴訟手続きが訴訟の目的物に対応しないということに基づいている場合、裁判所は、(公判前)準備手続きにおいて当事者の意見を聞いた後、その場で妥当と考えるものを裁定できる。その主張が根拠がないと裁定する場合、(公判前)準備手続きはその残りの目的のために続行される。

② また、裁判所は、事案の複雑さがうながす場合、(公判前)準備手続き後5日以内に、続行されるべき訴訟手続きについて妥当なものを判断できる。(公判前)準備手続きはいずれにしてもその残りの目的のために継続される。

③ 適切な訴訟手続きが口頭審理裁判の手続きであった場合、それを宣言する際に、裁判所書記官が審問に当事者を呼び出すよう処置される。ただし、訴えが、事物の理由により、法律が定める有効期限外で提起された場合を除く。この(有効期限外で提起された)場合、訴訟の打ち切りが宣言される。

裁判所は、また、(口頭審理裁判の)審問の開始時に、法律が、訴えの受理のために、事物の理由により、要求する特別な要件が満たされていない場合にも、却下を命じる。

#### 第424条 欠陥のある訴えの場合の行動と裁定。

① 被告が訴えへの応答の中で、当事者の特定において、または、提起された請求において訴えの明解性または正確性の欠如を主張した場合、原告が(被告の)応答または反訴におけるそれらの同じ欠如を(公判前)準備手続きにおいて提示した場合、あるいは、裁判所が、職権で、何らかを認めた場合、裁判所は(公判前)準備手続き中に適時に明確化することまたは正確にすることを受け入れる。

② 明確化および正確化がなされない場合、裁判所は、原告の請求が何で構成されているか、あるいは、場合に応じて、反訴での被告の請求が何であるか、または、どの法的主体に対して請求がなされるかを特定することがまったく不可能な場合、訴訟の却下を宣言する。

#### 第425条 明示的に規定されたものと同種の訴訟事由の場合の裁判上の裁定。

第416条に含まれていない、主張された、または、職権で表明された、(訴訟)事由の裁定は、類似事由のためにこれらの条文で定められた規則に従う。

第426条 補足的かつ説明的な主張。補足的請求。訴えおよび応答後に発生または判明した事実。上記事項に関する書類の提出。

- ① (公判前) 準備手続きにおいて、訴訟当事者は、その(訴状等の)書面で述べられている請求またはその根拠を実質的に変更することなく、相手側の表明事項に関して補足的主張をすることができる。
- ② 両当事者は、請求またはその根拠を変更しないで、自分が行った主張を明確にでき、請求の副次的事項を修正できる。
- ③ 一方当事者がその書面でなした請求に付属的または補足的請求を追加することを意図した場合、相手方当事者が同意すれば、そのような追加は受け入れられる。異議申立てされた場合、裁判所は追加の認容性について裁定する。裁判所は、(公判前) 準備手続きでのその提起が相手方当事者に、平等の条件の下で、その防御権行使を妨げないと解する場合にのみ追加に同意する。
- ④ 訴えまたは応答の後、訴訟における当事者の請求を裏付ける何らかの重要な事実が発生した場合、または、これらの特徴を持つなんらかの先行事実が当事者の知るところとなった場合、当事者は(公判前) 準備手続きでそれを主張できる。

第 286 条第 4 項の規定は、新しい事実または新たに知る事実の主張に準用される。

- ⑤ (公判前) 準備手続き中、両当事者は、本条の前各項で言及される補足的主張、修正、要求、追加および新たな事実を正当化する書類および(鑑定)意見を提出できる。

本法の第 267 条および第 268 条の規定は、これらの書類提出に、種類に応じて、準用される。

- ⑥ 裁判所は、また、当事者の訴えまたは応答に含まれる事実および論拠に関して、必要な明確化または正確にすることを当事者に請求できる。そのような明確化または正確化がなされない場合、裁判所は、相手方が提出した事実および論拠に関して同意しているとみなされる可能性があることを警告する。

#### 第 427 条 提出された書類および意見に対する当事者の立場。

- ① (公判前) 準備手続きで、各当事者は、その時点までに提出された相手方の書類について、それらを受入れるか、異議を申立てるか、認めるか、または、場合に応じて、その信憑性について証拠調べを申請するかどうかを述べて、旗色を明らかにする。
- ② 該当する場合、両当事者は、その時点までに提出された鑑定人の意見に関して、その意見を認めるか、異議申立てるか、または、それら意見が特定する事項の範囲で意見を拡大することを申立てて、自己の権利に適切なものを表明する。また、第 265 条第 1 項第 5 号の保護下で提出された報告書についても旗色を明らかにする。
- ③ 第 426 条の最初の 3 項に係わる主張または請求により、すべての当事者またはいずれかの当事者が訴訟に鑑定人の意見を提出する必要性が生じた場合、当事者は、第 338 条第 2 項で定められた期間内にそうすることができる。
- ④ 前項の場合と同様に、(公判前) 準備手続きに出席する当事者は、自己が自由に指定する鑑定人の意見を提出する代わりに、意見を提出する鑑定人を裁判所が指定するよう、同じ(公判前) 準備手続きで、申立てできる。この申立ては、本法第 2

編第 I 章第 6 節第 5 款の規定に従って裁定される。

#### 第 428 条 紛争事実の固定および即時判決の可能性。

- ① 場合に応じて、両当事者またはその弁護士が、裁判所とともに、訴訟当事者の同意・不同意がある事実を固定するために、（公判前）準備手続きは継続する。
- ② 紛争の目的を考慮して、裁判所は、当事者またはその代理人およびその弁護士に、紛争を終結させる合意に達するよう促すことができる。場合に応じて、本法第 415 条の規定が合意に準用される。
- ③ 両当事者が前項に従って合意により紛争を終結させなかったが、すべての事実に同意しており、また、不一致が 1 個または数個の法的問題にまで縮小された場合、裁判所は、（公判前）準備手続き終了日の翌日から 20 日以内に判決を下す。

#### 第 429 条 証拠の申請と受理。公判の期日指定。

- ① 当事者間に紛争の終結の合意がなく、事実に関する同意がない場合、（公判前）準備手続きは証拠の申請と受理のために続行される。

証拠は口頭で申請されるが、当事者が証拠の詳細な書面を即座に提出する義務を害しないで、（公判前）準備手続き中にそれを完了させることができる。上記書面提出を省略しても、証拠が不受理になることはなく、次の 2 日以内に提出されることが条件となる。

裁判所は、当事者が提出した証拠が、紛争事実を明確にするのに不十分である可能性があると考えた場合、その判断で、証明の不十分さにより影響を受ける可能性がある事実を当事者に示して、それを当事者に表明する。この表明を行う際、裁判所は、また、その存在が（訴訟）記録に起因するところの証明要素に限定して、その証拠調べが適切であるとみなされるところの証拠を示すことができる。

前段に係わる場合、当事者は、裁判所が表明したことを考慮して、自己の証拠申請を完了または修正できる。

- ② 適切かつ有益な証拠が受理されると、公判日の指定に移行する。公判は、（公判前）準備手続きの終了から 1 か月以内に開催されなければならない。

期日指定が同じ（（公判前）準備手続き）行為で行えるときは、指定は、期日指定のスケジュール化された日程の必要性および第 182 条第 4 項に含まれるそのその他の事由を考慮して、裁判官によって行われる。

それ以外の場合は、第 182 条の規定に従い、裁判所書記官がその期日を定める。

- ③ 当事者の申立てにより、すべての証拠調べまたはその大部分が、訴訟を審理する裁判所の本拠地の外で行われなければならない場合、裁判所は、2 か月以内の公判開催のために裁判所書記官がその期日指定するよう裁定できる。
- ④ 公判で実施されるべきではない証拠調べは、その前に実施される。
- ⑤ 両当事者は、どの証人および鑑定人が公判への出席を同意しているか、逆にどの者が裁判所によって呼び出さなければならないかを示さなければならない。呼出しは（公判前）準備手続きで決められ、十分事前に実行される。

当事者は、また、どの陳述および尋問が司法共助を通して実施されるべきと考えるか示さなければならない。裁判所は、この点に関して適切なものを裁定する、そして、司法共助を求める必要があると裁定する場合は、当事者に、必要なときは、質問リストの提出のために3日間の期間を与えて、時期を得た共助嘱託の送付を直ちに裁定する。いずれにしても、そのような共助嘱託の不履行は、裁判行為を中断しない。

⑥ 自らまたは訴訟代理士を通して（公判前）準備手続きに出廷した当事者を公判に呼び出す必要はない。

⑦ 例外的かつ理由付けられて、また、受理された証拠調べのために、指定された期日内に1回のセッションで公判が終了しない可能性があることが予見される場合、呼出し状にはその旨が記載され、その後のセッションが直近の日または他の日に行われるか示される。これらの日は、裁判所書記官によって、いずれにせよ公判のセッションが開始されるべき時刻を示して、指定される。

⑧ 受理される唯一の証拠が書類の証拠であり、これらが異議を唱えられることなく訴訟にすでに提出されている場合、または、鑑定人の報告書が提出されており、当事者も裁判所も、報告書の追認のために、鑑定人の出席を要求していない場合、裁判所は、（公判前）準備手続きの終了後20日以内に、事前の公判開催なしで、判決を下す。

#### 第430条 公判の新たな期日指定の申立て。

公判に参集しなければならない者のいずれかが、不可抗力または同様の性質の理由により出廷できなかった場合、その者は公判の新たな期日指定を申立てできる。この申立ては、第183条の規定に従って審理され、裁定される。

### 第3節 公判

#### 第431条 公判の目的

公判の目的は、当事者の陳述の証拠調べ、証人証拠調べ、鑑定人の口頭および対審での報告書の証拠調べ、場合に応じて、言葉、画像および音声の裁判上の認知および複製の証拠調べである。同様に、証拠調べが実行されると、それらに関する弁論が公判でなされる。

#### 第432条 当事者の出頭と不出頭。

① 受入れられた尋問への個人的介入を害することなく、両当事者は、訴訟代理士に代理され、弁護士の支援を受けて公判に出廷する。

② いずれの当事者も公判に出頭しない場合は、調書が作成され、そのことが記載される、そして、裁判所はそれ以上の手続きを経ずに、判決のため訴訟は審理されたと宣告する。当事者のどちらか一方のみが出廷した場合、公判開催に移行する。

#### 第433条 公判の展開。

① 公判は、第 299 条以下の規定に従って、受理された証拠調べで開始される、しかし証拠の取得または起源において基本的権利の侵害が提起された場合、または、提起される場合、この問題について最初に裁定される。

同様に、証拠調べ以前で、（公判前）準備手続きの後に発生した、または、知られた事実が主張された、または、主張される場合、当事者の意見の聴取、および、第 286 条に規定される証拠申請および受理に移行する。

② 証拠調べがなされたら、両当事者は、紛争事実について口頭で弁論を行なう、この際、整然とした、明確かつ簡潔な形で、自己の判断で、重要事実が受理されたか、または、受理されると考えられるべきであるか、場合に応じて、証明済みであるか、または、不確実であるか表明する。

この目的のために、当事者は、場合に応じて、裁判の記録を詳細に参照して、これらの事実について実施された各証拠調べの簡単な総括を行なう。当事者が、ある事実が推定によって確かであると見なされるべきと考える場合、それらの者は自分の基準に基づいて、このように表明する。それらの者は、同様に、疑わしいと思われる事実について立証責任から生じるものを主張できる。

証拠調べの結果および推定と立証責任に関する規範の適用に関して、各当事者は、自分の請求を裏付けるために提出された事実に関係することから始め、相手方当事者によって提出された事実に関係することを続ける。

③ 紛争事実に関して弁論した後、各当事者は、その時点で変更することのできない自己の請求を裏付ける法的論拠について陳述できる。

④ 裁判所が、事案について前各項規定の弁論と陳述では十分に説明を受けていないと考える場合、裁判所は、（裁判所が）指摘する問題について（当事者が）陳述するために必要があると考える回数だけ、当事者に発言権を与えることができる。

## 第 4 節 判決

### 第 434 条 判決。

① 判決は、公判終了後 20 日以内に言い渡される。

② 判決を下す期限内に、次数条の規定に従って最終措置(\**diligencias finales*) が取り決められた場合、判決を下す期間は中断される。

③ 欧州共同体条約第 81 条および第 82 条、または競争防護法第 1 条および第 2 条の適用に関する訴訟手続において、裁判所が、欧州委員会、国家競争委員会または自治州の管轄機関に対する行政審判の存在を認識して、行政機関の（裁定）言い渡しを知る必要がある場合、判決を下す期間を中断することができる。当該中断は、当事者の意見を聴取した上で、理由を付して採用され、行政機関に通知する。この機関は、今度は、その裁定を裁判所に送付しなければならない。

訴訟の中断決定に対しては、（決定）変更請求のみできる。

（訳者注：*diligencia final* については、第 271 条の訳者注参照。）

### 第 435 条 最終措置。手続き。

① 当事者の要請がある場合に限り、裁判所は、決定により、最終措置として、以下の規則に従って、証拠調べを取り決めることができる。

第1 第429条第1項に係わる裁判所の表明後に申請できたであろう証拠調べを含め、当事者によって適切な時期および形式で申請できたであろう証拠調べは、最終措置として実行されない。

第2 証拠調べを申請した当事者以外の事由により、受理された証拠調べのなんらかが実行されなかったとき。

第3 第286条に規定されている、新しい事実または新たに知れた事実に関連する適切で有益な証拠調べも受入れられ、実行される。

② 例外的に、裁判所は、職権により、または、当事者の要請により、以前の証拠調べ行為が、既に消滅している、また、当事者の意思および注意とは関係のない事由のために通用しなくなっていた場合、適時に申立てられた重要事実について再度証拠調べを実施することを取り決めできる。しかしながら、新しい証拠調べによって、それらの事実について確実性が得られると信じるに足る十分な理由がある場合に限る。

この場合、証拠調べの実施を取り決める（裁判所）決定には、それらの事由と動機が詳細に表明されなければならない。

第436条 最終措置の実施期間。その後の判決。

① 前数条の規定に従って取り決められる最終措置は、20日以内に、必要である場合、裁判所書記官がその種類の証拠調べのために本法規定の形式でこの目的のために指定する日に実行される。実施されると、両当事者は5日以内に結果を総括・評価する文書を提出できる。

② 判決を下すまでの20日間の期間は、前項に係わる文書を提出するために当事者に与えられた期間が経過したときに再度カウントされる。